

令和4年第7回にかほ市議会定例会会議録（第2号）

1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	7番	菊地衛
8番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	森鉄也
16番	伊藤竹文		

1、本日の欠席議員（1名）

6番 齋藤 聡

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 阿部和久 次長 加藤潤
班長兼副主幹 今野真深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝	企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤喜仁
市民福祉部長	須田美奈	農林水産部長	池田智成
商工観光部長	齋藤和幸	教育次長	畠山真姫子
消防長	阿部光弥	会計管理者	土門好子
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	齋藤真紀	スポーツ振興課長	柴田俊幸
長寿支援課長・地域包括支援センター長	齋藤恵美	農林水産課長	須田益巳
上下水道課長	齋藤和俊	学校教育課長	菱刈宏記

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

令和4年11月29日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに15番森鉄也議員の一般質問を許します。15番。

【15番（森鉄也君）登壇】

●15番（森鉄也君） おはようございます。

質問の前に、さきの9月議会において一般質問を通告したわけですが、私事で質問できなかったことをこの場をお借りしてお詫びを申し上げます。改めて質問をさせていただきます。

今回、三つの項目に従って質問をしてみたいです。

一つ目でございます。旧上郷小学校利活用事業について。

令和元年度から進められている旧上郷小学校の利活用整備事業は、旧校舎がにかほ市の情報発信及び関係人口創出と交流の拠点として新たに生まれ変わるとの強い思いと大きな期待をしてくれているものであります。

令和2年度からは、地方創生推進臨時交付金事業による3か年計画で進められ、完成までの総事業費としては「2億2,630万円」となっていますが、「2億780万円」に訂正お願いいたします。2億780万とも見込まれるところであります。

事業がスタートしたのと時を同じくして、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響から計画どおりに進められなかったことは、ある程度理解ができます。このように、計画した時期と社会情勢が大きく変化してきており、関係人口による交流の場の創出など、人の流れを伴うイベントなどは非常に厳しいものがあると言わざるを得ません。新型コロナウイルス感染症拡大が長引き、いまだ収束が全く見通せない中、ウィズコロナ時代への突入で、新たな生活様式やクラスター対策など行いながら、社会・経済活動を回していかなければならないとの考え方が主流になってきているようです。このような中であって、旧上郷小学校利活用事業もいよいよ最終年度を迎え、残り半年を切りましたが、来年

度の本格オープンに向けた協議・検討がなされているものと考えます。

以下について伺います。

(1)今年度計画されている2階部分の整備の進捗状況について、また、ハード面及びソフト面での具体的な関連性を含めた活用計画の目的やねらい、運営体制をどのように考えているのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。それでは、本日からの一般質問、よろしく願いいたします。

一般質問の答弁について補足することがあれば担当の部課長が行いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。再質問等についても冒頭から部課長からお答えする場合もありますので、よろしくお願ひします。

それでは、1番の(1)、森議員の大きな1番目の旧上郷小学校利活用事業についての(1)のご質問にお答えをさせていただきます。

旧上郷小学校の利活用については、計画当初より関係人口の増加を図っていくことを主たる目的とし、情報発信や県外等の講師からテーマに沿って学ぶスクーリング等のソフト事業及び施設の本格稼働のためのハード整備を実施してきているというところであります。

今年度計画しているのは2階部分であります、2階部分を中心としたハード面の整備については、11月に工事を発注し、契約を締結したところであり、今後、準備が整い次第、工事に着手をするということになっております。

現段階において、サッシ類の入荷に時間を要するなどの状況も確認されておりますが、年度内の工事完了に向けた整備を進めているというものであります。

また、ソフト事業についても、これまで実施してきたラジオ等の情報発信のほか、来年度の本格稼働に向けて地元の食やツーリズムに関するテストマーケティング、観光モデルコースを設定してその中で新たに開発した地域ブランドを作り上げていくためのテストマーケティング等を実施していくという予定になっております。

今年、今年度残されている期間においても、本市の豊富な水資源のほか、飲食や産直、ツーリズムなどを通じて、当該施設を拠点とする食やジオ活動といったツーリズム等の分野で、地域内外の人と連携した地域課題の解決、そして地域が保有する地域資源を活用した取り組みを進める関係人口の増加につなげていくための具体的な施設活用の手法、仕組みづくりの構築を目指して、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

こうした検討から、農業・漁業の一次産業や観光ツーリズム、水循環、リサイクルなど、それぞれの分野において存在する資源を最大限活用しての関係人口を創出していくための地元ならではのアイデアを生かした仕組みを整えながら、施設の運営事業者の決定に向けた手続きを進めてまいります。

管理運営体制については、当面の間、運営事業者に対し施設の無償貸付による運営を見込んでおり、年明け1月以降の公募による運営事業者の選定・決定に向けて手順を踏んで手続きを進めてま

いりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 今年度の計画にありますオフィススペースは、レンタルオフィスとして常設とするのか。また、水・食資源調査研究や加工販売などのスペースには、人的に常駐するのか。現時点で想定している運営体制等を再質問として伺います。

また、市民の方々の声として、趣味の教室などとして使用できるスペースがあればとの声もよく聞かれますが、併せて市長の見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

●市長（市川雄次君） 運営ベースの細かい部分の想定については、担当の方でお答えさせていただきますが、質問の後半にありました趣味の教室ですね、趣味の教室としてどのように考えているのかについてですが、私としては、まあ具体的な要望を現時点では受けてはいないわけですが、今後要望等の聞き取りを行いながら、設置も視野に入れながら検討していきたいと思っております。

いずれにしろ、現在は2階のコワーキングスペース、あるいはレンタルオフィスの運用の仕方からの対応を考えているというところであります。

●議長（宮崎信一君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、再質問の運営体制の方についてですが、当該施設を運営する体制については、公募によって利活用に関して情報共有を行いながら、施設の利活用が期待される運営希望事業者などから提案された事業計画などの内容を精査しての判断となりますけれども、現段階においての想定では、各階フロアの各要素を区別した個別の複数事業者での運営ではなく、施設全体を統括する形での運営体制、一つの事業者が総体的な運営とする方式を想定しており、こうした運営事業者を公募によって選定・決定したいと考えております。

また、念のため申し添えますけれども、今年度整備予定していた2階フロアの加工場の整備については、手戻りが生じないように、運営事業者が確定した段階での協議によって必要とされる厨房設備類を整えることとしており、今年度の整備を見送っている状況であります。そのため、今年度の整備としては、レンタルオフィス、コワーキングスペースへの改修と、次の質問にもありますけれども、9月補正させていただいた運用開始後において電力使用の安定性を確保するためのキュービクル改修、建築基準法をクリアするための排煙設備や外装改修をしたいとしております。

オフィススペースはレンタルオフィスとして常設することを想定しており、運営希望事業者からの提案にもよりますけれども、カフェや直売、宿泊等の運営を予定していることから、人が常駐しての運営とすることを想定として考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） それでは、(2)番に入ります。

9月定例議会で新たに工事請負費に1,850万円を追加補正しましたが、高圧受電設備（キュービクル）の更新やトランスの改修に300から500万円、建築基準法など関係法令をクリアするための内装工事に1,800万円との説明でしたが、このほか、許認可等の手続きを伴うものや、そのための手直し

などはないのか。また、この内装工事の対象部分にワークショップでの内装リノベーション部分も含まれるのか、併せて伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)の質問についてであります。ご質問の内容のとおり9月の定例会において、当該施設を適切かつ安定した運営としていくために必要不可欠な部分について、ハード整備として追加補正を計上させていただき、関係法令の基準をクリアするための整備内容による工事発注を行ったところであります。この工事によって、運営開始に当たっての各種の許認可等に関しては、食品衛生関連ですとか宿泊浴場関連の営業に関する許認可の手続きが必要となりますが、これらを取得するための施設整備ハード面の整備は、完了するというものであります。

また、ワークショップにおいて内装リノベーションした箇所については、建物構造や建築基準法に影響するような改修施工はありませんので、リノベーションされた部分については、今年度の整備工事には含まれていないというものであります。

なお、運用開始後において、運用上必要とされる改善・改修措置がある場合には、施設所有者として状況を改めて精査の上、市が責任を持って対応する必要があるケースもあり得るものと考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 去る10月31日に、我々会派の議会報告会を上郷生活改善センターで行いました。旧上郷小学校利活用事業の進捗状況等を説明し、意見交換を行いました。

(3)番ですが、旧校舎の利活用の整備が進む中、地域の方々からは、内覧会の実施、旧校舎周辺部分の樹木剪定管理、グラウンド西側の木材チップの処分、また、以前、上郷地区自治会長会から要望済みと記憶していますが、付近交差点から旧校舎を一望すると体育館の屋根の「赤さび」が非常に醜く違和感があり、修繕の要望がありました。財産の所管が分かれるかとは思いますが、オープン前のPRや内覧会の実施、また、周辺環境整備や体育館屋根の修繕への対応を伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、樹木の剪定管理についてであります。施設周りの管理も運営事業者の業務の一つとする管理計画、あるいは施設の周辺の管理を包含した計画としておりますので、適宜対応していきたいと考えております。

また、フレコンバックについては、運営開始後の利活用を見越して保管していたわけですが、けれども、ご指摘のとおり袋が割けて散乱している、見た目も衛生上の面からも適切ではないという状況にありますので、片づけ・整理などの対応を行いたいと思います。

上郷体育館については、ご指摘のとおり屋根が著しくさびている状況については確認をしております。上郷地区会長会からの改修要望もいただいており、把握をしているというところであります。

しかしながら、市内体育施設の中には、上郷体育館を含め、経年による劣化・老朽化が進んでい

るものが多数あります。そのうち、各種法定点検で指摘を受けた施設、あるいは破損や劣化により危険が生じる恐れがある等、緊急性の高いものから順次修繕・改修を進めておりますので、この点についてはご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 校舎の整備と併せて、ひとつ周辺の環境整備ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

この利活用事業は、ワークショップでの提案も含め、有限会社りす社の提案に基づくものと理解してあります。この事業の目指す成果を得るためには、提案者であり、これまで事業を行ってきているりす社との関わりが今後どうなるのかと考えるところですが、運営事業者の公募に当たって、提案者のりす社との関わりをどのように考え、また、サウンディング調査で出された——失礼いたしました。(4)番に入っています。

(4)番です。現在、市では利活用事業の整備事業の「サウンディング型市場調査」を実施していますが、要領の公表、現地見学会、質問の受付、参加申込みの受付、そしてサウンディングの実施、実施結果の公表は12月下旬が予定されています。この調査の目的やねらいとするところは何か、また、これまでの受付状況等を伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (4)のご質問にお答えします。

現在、当該施設を運営・利活用を希望する、あるいは検討している民間事業者からの意見、あるいは新たな提案を把握するため、地域の方々との連携を前提としたマーケットサウンディング調査、いわゆる市場調査を行っているところであります。このマーケットサウンディング調査は、民間事業者から広く意見や提案を求めて、有用な意見・アイデアの収集を目的とするものであり、市と民間事業者が直接の意見交換を行う対話型の市場調査を言うものであります。計画する当該施設の運營業務が成立するかどうかの判断や、希望する事業がより参加しやすい公募条件の設定を把握できることから、今回実施しているものであります。

10月に実施要領を公表し、質問の受付・回答の公表を行っており、11月21日までを期限としたサウンディング対話の申込み受付には、個人と法人の2者から申し込みがあり、現在、対話の実施を行っているところであります。この結果につきましては、12月下旬までに公表するというようになります。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 運営事業者の公募に当たって、再質問ですが、提案者のりす社の関わりどのように考え、また、サウンディング調査で出された意見や提案をどのように生かそうとしているのか、市の基本的な考え方、あるいは方向性なりを伺います。

●議長（宮崎信一君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、再質問にお答えをいたします。

これまで有限会社りす社からは、総合プロデュースに関する業務内容にて委託契約に基づいた

様々な提案をいただき、関係人口の増加を図るため、情報発信の拠点や本市の豊富な水資源のほか、飲食や産直、ツーリズムなどを通じて、当該施設を拠点とすることなどについて、各種事業、ワークショップ等を開催しながら取り組んできております。

今年度の工事内容についても、りす社からの提案を受けて進めてきておりますが、りす社との契約は単年度による契約でありますので、毎年度完結としてきております。

現在、令和5年度からの運用開始に向けてのサウンディング調査の最中であり、この調査によってどのような意見が出されるか分かりませんが、1月以降には正式な事業者の公募を開始します。この公募に対してりす社からも応募があれば、改めてのプロポーザル等により提案内容を審査の上、事業者を選定・決定していくという通常の手順に沿って事業者決定していきますので、りす社との今後の関わり方は、こうした手続きによる結果によるということになります。

また、サウンディング調査においての提案・意見等については、より現実的で実現性の高まる公募要件の整備につながるものであれば、検討の上、取り込んで生かしていきたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） (5)番に進みますが、地域との連携を組み入れた管理運営計画を期待しているところではございますが、運営にかかる収入と経費をどれくらいと見込み、どのような管理運営を想定しているのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(5)についてお答えをさせていただきます。

施設運営にかかる収支想定については、収入の面では、現在運営を開始しております旧上浜小学校「わくばにかほ」を参考に算定すると、貸しオフィスやコワーキングスペース等の収入などで年間約650万円程度を見込んでおります。

また、経費に関しては、不確定な部分が多くあります。しかしながら、週3日勤務の2人体制といった常駐を想定して人件費などを算定したほか、光熱水費等も考慮して、先ほどの収入を上回る支出とならないものと見込んでおります。

管理運営体制については、(1)でもお答えしたように公募で運営事業者による運営方法としており、当面の間は、施設に関しては無償貸付を見込んでおります。

年明け1月以降の公募による運営事業者の選定・決定に向けて、手順を踏んで手続きを進めてまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） さきの市長答弁で、地域の方々が関わりながら協力を得て運営していくスタイル・方策を検討していくと伺っておりますが、例えば、いろいろ公募の後の運営形態というようなことをお話し今ありましたが、これまでの検討状況、あるいは今後の進め方をどのように考えておられるのか。また、そして本格オープンは来年4月と受け止めていいのか、改めて伺います。

●議長（宮崎信一君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、ただいまの質問についてお答えをい

たします。

初めに、地域との連携、地域との関わり方、方々との関わり方については、現在、サウンディング調査を通じて、引き続き、そうした連携方法、関係性の構築のあり方を検討しているところでありますので、その調査結果を公募条件に反映をして示していきたいと考えております。

また、運営体制の仕組み構築に関しては、施設整備の経緯や利活用の方向性を併せて考えますと、1月からの公募に対して応募がないといった場合においては、管理委託料を措置しての指定管理方式、あるいは業務委託方式、もしくは市直営による運営も想定する必要があると考えております。この点については、段階を踏んで施設管理の方式を定めていきたいということであります。

なお、今年度のハード整備が年度内で完了して運営事業者の許認可等の手続きが終了次第、速やかにオープンしたいと考えておりました、現段階においては、4月の運用開始に向けた手続きを進めているところであります。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） それでは、再々質問になりますが、これまでの事業内容、あるいは検討状況等を説明いただきましたが、果たしてこれだけ掲げた施策の成果をどれだけこう見出すことができるのか。私、あるいは地域の方々はじめ、市民の皆様も少なからず疑問を抱いているものと思います。この疑問を払拭し、この施策が今後よりよい成果となってあらわれるように期待はしたいところですが、最後に市長の今後に向けた率直なお考えを伺いたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

●市長（市川雄次君） 議員もおっしゃるように、施設整備、リノベーション工事が元年度から今年度までの4年ほどの期間をかけて整備となっていることもあって、整備の途中である、途中であるということもあって、安全性の面なども考慮しながら、周知・PRについてはかなり消極的であったということは否めないところがあります。そのため、地域の方々の理解が深まらずに、何をしているんだろうと、どうなっているんだろうという疑問、あるいは不安に思う気持ちが私の方にも伝わってはきています。

今年度の整備工事をもって、まずは一区切りはつきますが、そして年明けは1月からの公募において、これまで整備してきた実情をうまく活用できる、利用していける事業者を選定・決定していく予定としておりますので、地域の方々との関わりが深まっていく利用の仕方となるよう、この事業者とは要請を含めた協議になろうと思います。運用方法を組み立てていきますし、終始PRについても、今後、コロナ禍も明けてくると思いますので、力を入れていく必要があると思っております。

運用開始によって、関係人口の増加——当初目指していた関係人口の増加と地域との連携強化につながるよう努力をしてまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） ありがとうございます。

それでは、大きい2番の農業振興対策について伺います。

農林水産省が主食用米からの転作を促すため農家に支払ってきた「水田活用の直接支払交付金」

の条件を本年度から厳格化し、今後5年間で一度も米を作付しない農地は交付金の対象から外すというもので、交付金の対象はあくまでも機能的に水田であることとしています。

主食用米の需要減少を受けて生産者に転作を推進してきた従来の政策に逆行しかねない突然の制度見直しであり、水田は保水、畑は排水で、物理的にも両立しないとも言われ、これまで徹底した排水対策を施してきた農地を定期的に水田に戻すのは、机上の議論のように簡単ではないとの声も多く聞かれます。転作でソバや大豆を育てる農家などへの影響は大きく、戸惑いや不満の声とともに経営維持のための対応を迫られており、まさに転作のはしごを外す見直しであるとさえ言われています。

当市では、近年、離農等による不作付農地を借り受け、水田活用交付金対象の転作作物としてソバの栽培が急拡大してきており、荒廃農地の防止に大きく貢献しているものと考えます。水田活用制度の厳格化で交付金対象外となれば、経営的に成り立たないため、転作作物の生産をやめる農家などが増え、耕作放棄地が増えることは容易に推察されるところであります。市としても、地域の農業者等がこれまで積み上げてきたものを生かすべく取り組む必要があるものと考えます。

以下について伺います。

国の米の作付意向調査によれば、2022年産の主食用米は産地での減産が進み、平年作とした場合、初の700万t割れの673万tとの見通しであり、減反廃止の18年度以降、米の需給安定に必要な作付面積の目安を初めて達成することになるようです。

秋田県でも、6月末時点では、県内25地域農業再生協議会のうち当市を含めた22協議会が主食用米の面積を減らす意向であり、県では転換作物としてエダマメなどの高収益作物への転換を呼びかけているものの、切り替えに係る労力などから飼料用作物への転換が多く、全国45道府県でも同様であり、他の転作作物への転換には二の足を踏んでいるのが実態のように感じられます。

当市の22年産主食用米の作付動向及び転換作付の状況はどうか。また、この動向をどう捉え、市の農業振興を図っていくのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、大きな2番の農業振興対策についての(1)についてお答えをさせていただきます。

初めに、22年産主食用米の作付状況についてであります。

にかほ市農業再生協議会で定めた主食用米の生産の目安1,641.6haに対し、1,627haの作付状況となっており、生産の目安は達成されているというところであります。

転換作物の作付状況は、ソバが427ha、大豆が150ha、野菜が32ha、花卉が18ha、果樹が3ha、飼料作物が8haなどとなっております。このほか、主食用以外の水稲については、加工用米が109ha、飼料用米等の新規需要米が86ha、備蓄米が99haであります。

市全体の水田水張り面積が2,981haですので、主食用米の作付割合が54.6%、1,627ha、転作作物や主食用以外の水稲の作付割合が29.1%、867ha、不作付、作付していない土地は16.3%、487haという状況になっております。

今後も人口減少が続き、主食用米の需要が減少する中において、水稻を増産することは困難な状況にあります。よって、水稻と畑作物や園芸作物等のバランスの取れた複合経営による農業振興が必要であるというふうに考えております。

そのためには、集落営農や農業法人の組織基盤の強化、新規就農者の確保が重要であります。そして、スマート農業の普及促進による省人化や低コスト化、減農薬等による高付加価値化、若者の興味の持てること、初心者でも取り組める営農スタイルの確立なども必要であると思っております。

また、転換作物のネギ、イチジク、繁殖性アスパラガス、りんどう、シャインマスカットについては、作物の生産資機材を補助する県の夢ある園芸産地創造事業に対し、市が重点的にかさ上げを行い、支援をしております。

大豆やソバについても、水田活用直接支払交付金の見直しによる影響の緩和策として新たな畑地化支援や転換作物支援などが今後検討される見込みでありますので、そうした国の動きを注視しながら、安定した営農が継続できるよう対策を講じてまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） それでは、(2)番の最初の転作取り組みの現状はどうか、そしてこの現状をどのように捉えているかということについては、ただいまご答弁いただきましたので割愛させていただきます。

これまでのソバ生産者の取り組みをどう評価しているのか。また、交付金の対象外となった場合の影響をどれくらいと見込み、この影響をどう捉えているのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） ソバの生産者についてですが、ソバ生産をする方、ソバ生産者をはじめとする集落営農組織等からは、遊休農用地を有効活用していただき、荒廃農地の発生防止や国土保全の面で多大に貢献していただいているというふうに認識をしております。

水田活用の直接支払交付金の対象外となる影響については、例えばソバや大豆の場合、販売収益だけで継続することは困難であります。作付をやめた場合、新たに400haを超える農地がですね耕作放棄地になってしまうのではないかとという恐れもあります。また、制度の見直しが実施された場合、1億6,000万円を超える交付金の減となる試算もあります。

保水に優れている水田に対し、議員がおっしゃるように排水対策が必要とされるそばなどの作物を植えるには、大変多くの経費と労力がかかりますので、荒廃農地を増やさないためにも何らかの支援は必要であるというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 再質問ですが、令和4年の5月13日付けで、市の農業再生協議会長名で農業振興推進宛てに、各地域における5年間での水張りを困難とする課題について、県の調査報告依頼がなされているようですが、どのような報告がなされたのか。その後の市の聞き取り調査などもあったようですが、それについても伺います。

●議長（宮崎信一君） 農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、(2)の再質問についてお答えをいたします。

水田活用の直接支払交付金の見直しに関しては、秋田県から4月に、秋田県農業再生協議会からは5月に調査報告依頼がありました。これを受け、にかほ市農業再生協議会では、県からの依頼「5年間での水張りを困難とする課題」については、農業振興推進委員78人を対象として、県農業再生協議会からの依頼「水田活用の直接支払交付金の見直しに関わる影響等」については、35件の調査を求められましたので、ソバ・大豆等を作付しており、影響が大きいと思われる農業者37人を対象として調査を実施しております。

5月に実施した「水張りを困難とする課題」の調査については、県を通じて国へ報告しております。その際、推進員から寄せられた声としては、「転作面積の約3割を大豆やソバで占めている。水利や畦畔等を整備しているが、長年の転作によって田んぼに戻すことは難しい。ソバは排水対策を万全にする必要があり、そこに水張りをすると湿地に戻り、翌年からソバを生育できず、荒廃農地の拡大になりかねない。ブロックローテーションの厳守はコストがかかり増しする」といった内容でありました。

また、6月に実施した「交付金の見直しに関わる影響等」の調査では、大豆の作付者からは「一定面積はブロックローテーションを行っている、または行う見直しである」との回答が一定数ありましたが、一方、ソバの作付者からは「ソバでブロックローテーションを行う場合、排水対策を繰り返すには多大な経費がかかる。見直しとなれば、ソバの作付をやめる。借りている農地を返す。」といった回答がほぼ全てであり、このような内容を県農業再生協議会へ報告しております。以上です。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） ありがとうございます。現在、大豆、あるいはソバ作付している農家の方々の切実な声だと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

農水省では、見直しに伴う新たな制度案を非公式ながら示してきており、今般、水田の畑地化を条件に、特に自給率の低い麦、大豆、飼料作物、ソバなどの増産に向けて、畑地化支援金、初年度14万円及び畑作物定着支援金2万円を5年間助成する方針を示していますが、水田活用の直接支払交付金からの除外を前提として5年間の支援としており、一時的な支援と受け止めざるを得ず、今後の10年、20年先を見据えた長期的な政策が必要と考えます。

令和4年度にかほ市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンでは、畑地化を含めた水田の有効活用に向け、遊休農地解消と担い手への集積を図るため、引き続きソバと大豆の作付を支援していくとしています。中山間地域でさらに拡大しているソバなどの水田を活用した畑作物の産地形成と農地の保全、そして持続的な安定経営のため、畑地化後の継続的な市独自の仮称ではありますが、「畑地化支援制度」などの創設とともに、国・県への強い働きかけも必要と考えますが、市長の見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、昨年示された水田活用直接支払交付金の見直しに関しては、その後、影響緩和と思われる畑地化支援の方策が農水省から徐々に示されてきております。しかしながら、この全容はいまだ明らかになっているものとは思えません。

市独自の畑地化支援については、まずは国の動きを注視して、安定した営農が継続できるよう対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、国・県への働きかけについてであります。今年3月、JA秋田しんせいから水田活用直接支払交付金の見直しについての要望書をいただいております。内容としては、①制度見直しの運用に当たっては、生産現場の実態や課題を十分踏まえて進めること。②大豆・ソバ等の土地利用型作物においては、支援措置を継続すること。③多年生作物は、現場実態を十分把握した上で見直しをすることの3点について、国・県への働きかけを要望するというものであります。

これを受けて、4月に本市で開催された秋田県市長会定例会において、水田活用直接支払交付金の見直しについて要望し、市長会では5月に秋田県選出等国会議員に要望書を提出しております。

森議員のおっしゃるとおり、ソバ等畑作物の支援制度は必要と考えて、支援措置の継続についても要望もしております。6月には、与党自民党も、畑作物の生産が定着した水田について、畑作物での産地化が進むよう支援の検討を求めるとして、農林水産大臣へ申し入れをしております。8月には、秋田県市長会定例会において、本市を含む七つの市の連名で、改めて水田利活用交付金についての見直しについて要望しており、東北市長会、全国市長会を経て、国へ要望事項として提出される運びであります。また、今月16日には、佐竹知事が県内市町村長等の声を受け、県関係の自民党国会議員とともに農林水産大臣に対し、水田活用直接支払交付金の見直しについて、ソバの作付の多い中山間地域の営農維持へいろいろな支援策を講じてほしいなど具体的に訴えております。

今後も機会を捉えて、県や他市町村とともに連携しながら、粘り強く国・県への要望を行ってまいります。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 今までのご答弁で、この件につきましては大きな動きとなってきたことがよく分かりました。今後ともよろしく願いたいと思います。

それでは、近年、特に拡大しているソバでございますが、象潟地域7組織体で構成する象潟地域ソバ生産者協議会による令和3年度作付面積は310haほどとなっております。同協議会が交付金対象外とされる6年後の意向調査を行ったところ、制度見直しを受けて稲作を一度行った後、再度ソバの作付をするとした面積は6組織体で130ha、41%、他の転作作物への取り組みはゼロ、地主に返還するとした面積は3組織体で135ha、43.5%、組織体によっては95ha全てを返却するとの意向も示しております。今後返却されるとした農地も含め、6年後には新たに170haが荒廃農地になると予想し、荒廃農地の急拡大が懸念される場所です。県の調査でも、作付をやめる、借地を返すとした回答は、面積ベースで大豆が3割、ソバが6割であり、農地や産地の維持に大きな影響を及ぼしかねないと受け止めているようです。

荒廃農地の拡大抑止及び農地・産地維持も含めた市の対策・方針を最後にお伺いしたいと思います。

す。

●議長（宮崎信一君） 農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、(3)の再質問にお答えをいたします。

本市の荒廃農地の面積は、10年前の平成24年度の77.5haに対し、今年度は172.6haと増加しております。ご質問のとおりであれば、6年後には現在の2倍まで荒廃農地が拡大することとなります。

農地には、食糧生産のほか、国土や自然環境、生物多様性の保全、良好な景観形成など多くの恵みをもたらす機能があり、荒廃農地の拡大は、市民生活へ大きな影響を及ぼすこととなります。しかしながら、今後10年を見据えた場合、営農の継続を困難と考えている農家・組織等もあり、一定面積が荒廃地化することは避けられないと想定もされるため、国や県では、広域連携化として組織の合併を推奨しております。

また、森議員のご質問のとおり、県の調査では大豆が3割、ソバの6割が作付をやめる、借地を返すとの結果であったため、県農業再生協議会では、中山間地域のソバなどについては農家の生産努力を前提に、畑地化した上でも農地が農地として保全され、経営が維持できるような制度を創設するほか、条件が不利な地域でも収量を確保できる大豆の品種開発を推進することなどを国へ要望することとしております。

これまでの森議員のご質問に市長が答弁したように、市としても交付金の見直しが行われた際には何らかの支援が必要であると考えておりますので、全国各地・各団体等からの要望に対する国の動向を注視し、農地維持となる対策を検討してまいりたいと思います。

また、今年度、人・農地プランが法定化され、来年度以降、各地域で誰がどの農地を担っていくのかを話し合い、今後10年程度の計画を策定する必要があります。この過程で、各地域の目指す営農構想、担い手の確保等について、地域の実情に応じた対策も検討し、担い手への集積や農地の集約のほか、新たな土地利用型作物の導入などによって荒廃農地の拡大抑止と農地維持に努めてまいりたいと考えております。以上です。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） ぜひとも長期的な観点からの農業振興施策が図られるように希望いたします。

それでは、大きい三つ目の部活動の地域移行についてご質問いたします。

(1)スポーツ庁の有識者会議は、教員の働き方改革の一環として、公立中学校で休日の運動部活動の指導を地域のスポーツクラブや民間事業者に委ねる「地域移行」を2025年度までに実現すべきとの提言を長官に提出しております。その中で、重要課題として、専門性、資質、能力のある指導者の確保が挙げられています。

スポーツ庁では、各自治体に具体的な地域移行のプランやスケジュールを定めた推進計画の作成を求めています。その後、文化庁の有識者会議からも文化系部活動の指導について同様の提言がなされ、運動部改革と足並みをそろえての休日の「地域移行」が求められています。

県教育庁では、23年から25年を「改革集中期間」に設定し、各市町村に関係者等による協議会の設置や推進計画の策定を求めています。少子化で学校単位での運営が困難なことや部活が教員の長

時間労働の要因になっているとも指摘しており、将来的に平日の部活動も学校から切り離す検討を進めるとしており、以下について伺います。

①少子化が進み、学校単位での部活もままならない状況は、当市においても大きな懸念材料であると考えます。当市における部活動の地域移行に対する生徒や保護者、教員への意向調査や協議会設置など取組状況と課題について伺います。

②指導や大会引率もできる「部活動指導員」の募集も行われたようですが、部活動指導員や外部コーチの確保と配置状況はどうでしょうか。

③地域移行の推進計画策定に向けた当市の基本的な考え方と今後の進め方を伺います。また、当市では学校環境適正化検討委員会を設置し、今後の小中学校の規模やあり方を検討し、来年3月に報告される予定となっていますが、部活動の地域移行とも密接な関連があるものと思いますが、どのように考えているのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） それでは、大きな3番、①の質問にお答えいたします。

令和2年9月、文部科学省、スポーツ庁、文化庁は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革において、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を図る方向性を示しました。さらに、運動部活動や文化部活動の地域移行に関するそれぞれの検討会議で、休日の部活動の地域移行の達成時期を令和5年度から令和7年度末をめどにする提言が出されております。また、その検討会議の中で、部活動の地域移行は地域におけるスポーツ環境や文化・芸術団体等の整備が重要な課題であることから、地域スポーツ担当部署や社会教育など生涯学習部署などが中心となって、地域のスポーツ・文化環境の整備を推進することが述べられております。

にかほ市では、現在、学校教育課、スポーツ振興課、生涯学習課が中心となり、協議会の設置について進めることにしています。協議会の設置は今年度内を目指し、委員はスポーツ協会や芸術文化協会、中学校体育連盟、スポーツ少年団などの関係機関やPTA、部活動適正化検討委員会などの代表者で構成することを検討しています。

また、意向調査につきましては、中学生及び小学5・6年生、保護者、教員、外部コーチなどに対し、今年度内に行う予定であります。

今後の課題としては、一つ目として、地域における部活動指導員の人材確保と人材育成及び資質向上に関する体制整備。二つ目として、休日や平日の指導パターンが多様化する可能性があることから、学校生活との関連性を十分に考慮し、教員との連携を図り、安心・安全に進めていく必要があること。三つ目として、地域部活動において、休日の指導を希望する教師が教師の立場で従事するのではなく、兼職・兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体のもとで従事することになることなどが挙げられます。

このような状況から、様々な部活動の指導者が部活動の意義を理解した上で、生徒のスポーツ・文化への興味・関心の向上や体力機能の向上に資する指導を行うことが重要になります。

11月17日に学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方などに関する総合的なガイドライン案が示され、今後、指針が正式に決定される予定であります。そのことも踏まえて、協議会のあり方

や意向調査などについて、地域移行を推進している他市町村を参考にしながらさらに検討を重ね、進めていきたいと考えております。

次に、②の質問にお答えします。

平成29年4月に学校教育法施行規則が改正され、従来の外部コーチの活用のみでは教員の負担軽減には不十分であることから、校長の監督下で部活動の指導引率を行うことができる部活動指導員が制度化されました。現在、外部コーチは仁賀保中学校に12名、金浦中学校に3名、象潟中学校に19名の合計34名となっております。外部コーチはボランティアとして生徒に指導していただくものであり、全ての部活動に配置されているわけではありません。

運動部と文化部を合わせた各校の状況としては、仁賀保中学校には14の部活動があり、そのうち九つの部活動に外部コーチが配置されています。金浦中学校では、六つの部活動のうち三つに、象潟中学校では、12の部活動のうち八つに外部コーチが配置されています。また、部活動指導員については、仁賀保中学校に1名の配置となっております。

部活動指導員の配置を進めるために、令和3年度から学校を通し外部コーチに対する意向を伺っておりますが、今のところ外部指導員の引き受けに消極的な状況が見られ、部活動指導員の配置は進まない状況であります。

次に、③の質問にお答えします。

地域移行の推進計画等については、今後、協議会を設置してから具体的な検討をしていくこととなります。また、1校だけでは活動が成り立たない部活動も見られ、市内外の中学校との合同チームを結成する場合もあり、練習時間や活動に制約が生じている状況もあります。

部活動の地域移行の目的は、生徒が部活動に親しむ環境整備と教職員の負担軽減であります。部活動の環境整備は、生徒の未来をつくる活動として重要であります。そのためには、学校と地域が共同し、融合して作り上げていく取り組みが必要であります。学校環境適正化検討委員会においては、部活動のあり方は生徒にとって望ましい学校教育環境を検討する要素として重要であることから、市内中学校の部活動の現状に関する情報を提供し、学校の適正規模、適正配置に関する話し合いを進めてまいります。

●議長（宮崎信一君） これで15番森鉄也議員の一般質問を終わります。

所用のため、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

午前11時04分 休 憩

午前11時10分 再 開

●議長（宮崎信一君） 会議を再開します。

次に、13番佐々木春男議員の一般質問を許します。13番。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） それでは、質問いたします。

初めに、学校給食費の無償化についてお伺いいたします。

帝国データバンクの発表によりますと、食品の値上げは10月を過ぎても続き、主要食品会社が実施する11月の値上げは833品目に及び、牛乳・乳製品の多さが目立ちます。また、乳業大手は、飼料価格の高騰に伴う生乳価格の引き上げなどを理由に、家庭用の牛乳・乳製品の一斉値上げを行い、対象商品は大手3社で合計262品目にも上ります。そして、育児を支える乳幼児向け粉ミルクにも値上げの波は押し寄せております。

私は、さきの議会でも、食料品関係の価格上昇に伴う学校給食への影響について質問しましたが、教育長からの答弁は、「学校給食への影響もあるが、関係者が献立を工夫しながら努力している」という答弁でした。しかし、今日においても価格上昇は抑えられていないことから、この先も献立の工夫だけでは難関をしのぐことは難しいのではないかと思います。

①価格上昇による給食費への影響を抑えるため、献立の工夫に加え、他の方法は考えておられるか。

②教育長も述べておられましたが、「義務教育での給食費無償化は本来国がやるべきこと」ですが、この物価高騰の中、子育て支援の観点からも給食費無償化を実施するべきであると思いますが、見解を伺います。

次に、旧統一教会の被害者等の把握についてお伺いいたします。

安倍元首相が銃撃され死亡した犯人の母が旧一教会の信者で、教会への献金が原因となり家庭が破壊されたことが判明し、旧統一教会と信者の献金、政治家とのつながりなどが連日のように報道されております。

旧統一教会が政治に近づく大きな目的は、教団を守ることです。かつて、全国の統一教会傘下の販売会社が特定商取引法違反等の容疑で摘発され、協会本部まで捜査が入りかけましたが、このことを教訓に政治家対策を強化したと言われております。

政治家とのつながりは現役信者の信仰にお墨付きを与えることになり、脱会を困難にさせることになる一方、政治家側は、選挙協力や統一協会票を得られるというメリットがあります。旧統一教会と政治が癒着することによる最大の問題は、立法・行政がゆがむことです。旧統一教会による被害相談は、国や消費生活センターなどで受け付けておりますが、次の点についてお伺いいたします。

①市として、市民への被害等を把握しているケースがあるか。あった場合、どう対応しているか。

②市として、旧統一教会・関連団体等へのメッセージを送るなどの実例はあったかなど、関係を調査したか。している場合は、その結果はどうであったか質問いたします。

次に、難聴者の補聴器購入に補助をとということで質問いたします。

高齢者の難聴は認知症につながり、その予防のため補聴器の役割は大きいと言われております。年金者組合大阪本部の調査によると、10月31日現在で、費用の一部を助成する補聴器購入助成制度を設けているのは全国で114市町村であることが分かりました。本県では三種町だけですが、新潟県では9割近い自治体で実施されているようです。

全国の自治体の助成内容は様々ですが、健康で生き生きと日常生活が過ごせるよう、本市においても導入を図るべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、介護保険制度改定による負担増・給付減に反対をとということで質問いたします。

厚生労働省は、介護保険制度改定に向けて議論している社会保障審議会（厚労省の諮問機関）の部会において、介護保険制度見直しの論点を正式に提示しました。一つは、介護保険のサービス利用2割から3割負担の対象拡大。要介護1・2の保険給付外し。ケアプランの有料化。介護老人保健施設などの相部屋の有料化。保険料の納付年齢の引き下げと利用年齢の引き上げ。補足給付の資産要件に不動産を追加。「高所得者」の保険料引き上げの7項目です。

それぞれの問題になるところは——一つは、軽度者を外し、要介護1・2を軽度者として保険給付から外して、市町村が運営する総合事業から移行させることです。既に、要支援1・2の総合事業へ移行させたことで、保険料を払っているのにサービスを受けられなかったり、介護報酬より単価が低いと、介護事業所の経営悪化に追い打ちをかけたという問題が生じます。

利用料の負担では、原則1割負担ですが、これまでの改悪で一定所得以上に2から3割負担を導入してきました。今回、医療費は、75歳以上の2割以上の窓口負担が30%いるのに、介護保険では利用者負担が2割以上の人は8.9%だといいます。10月に窓口負担増を強行して、75歳以上の医療改悪を口実に介護の2割から3割負担の対象者を拡大しようとしております。とんでもない話です。

そして対象年齢については、介護保険制度は40歳から保険料を納め、サービスを利用できるのは原則65歳です。少子高齢化の影響で40歳から64歳人口の減少と65歳以上人口の増加が進むことを口実に、保険料納付年齢の引き下げとサービス利用年齢の引き上げが盛り込まれております。

それから、老健多床室、相部屋の件ですが、制度改正には保険給付の対象だった特養ホームなどの入所者の部屋代、水光熱費など、在宅で介護保険サービスを利用している人と公平性を口実に保険給付から外してきました。今回は、介護保健施設などの多床室の部屋代を保険給付から外そうというものであります。

それから、ケアプラン、一人一人の状態に応じてケアマネージャーが作成する介護計画には、現在、利用者負担がありません。ケアプラン作成料が足かせとなって利用を控える人が出ないようにするためです。今回もこの点が論点になっております。

それから、補足給付ですが、特養ホームなどに入所している低所得者の食費、居住費を減額する補足給付制度。昨年の資産要件改悪で多くの入所者を対象外とし、月2万円から7万円の負担を強いたのに続き、今度は金融資産に加え、新たに不動産を要件にすることが論点に入りました。持ち家があれば、補足給付の対象外となりかねません。

それから、保険料負担、65歳以上の介護保険では、制度開設の月2,911円が昨年は6,000円と倍以上に高騰しました。これは全国平均です。高額所得者の負担を引き上げ、低所得者の負担増を抑える方向性が示されました。国庫負担割合を引き上げるなどの抜本策には手をつけず、高齢者間で痛みを分かち合えというものであります。ここには政府の高齢者に対するいたわりの姿勢はみじんにも見えません。まさに、介護制度あって介護なしにつながるものであります。

議員の中からも、「利用控えが生じる」、「重症化を招く」と反対の意見も出ております。また、介護事業者や専門職員などでつくる介護関係8団体は連名で、「要介護1・2を保険給付から外せば、利用者の自立を阻害し重度化を招くとともに、家族介護の負担を増やし、介護離職にもつながる」

とする改悪反対の要望書を厚労省に提出しております。さらに、ケアマネージャーの職能団体・日本介護支援専門員協会や生協、農協関連の団体など6団体が連名で、ケアプラン有料化に反対する要望書を提出しております。

今回の介護保険制度改定に伴う市民の負担増やサービス後退には、自治体も声を上げて反対すべきではないか、見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） それでは、大きな1番、学校給食無償化について、①の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、食料品価格の高騰は現在も続いており、給食1食当たり約10円の不足が生じている状況であります。今後もこの状況の改善は難しいと考えており、保護者から負担していただく学校給食費を上げないための試算をしながら取り組んでいるところであります。

今年度につきましては、新型コロナウイルスの感染による学年閉鎖などの影響で学校給食の実績が減少しております。また、給食の食材料費の高騰分は、平成28年度から市独自で取り組んでいる地産地消費育事業費の200万円を活用しながら、栄養価を落とさない献立の工夫、給食材料の選択の工夫に継続的に取り組み、学校給食の質を落とすことなく提供していくことができる状況であります。次年度に向けても、保護者から負担していただく学校給食費は値上げしないための方策を検討しているところです。

次に、②の質問にお答えいたします。

6月定例会でお答えしておりますが、その後さらに食料品価格の高騰をはじめ物価が上昇し、暮らしへの影響が大きくなっております。それに伴い、子育て世帯への支援の観点からも改めて学校給食費の助成や無償化が検討される機会になっていることは、十分に認識しているところであります。

本市におきましては、現在のところ、保護者から負担していただく学校給食費の値上げをしないための方策は検討していますが、給食費の無償化についての検討はしておりません。

市は、子育て世帯への支援策について、総合的な取り組みの充実を目指して進めております。教育委員会としては、未来を担う子どもたちにとって必要な教育環境の整えていくため、多くの課題に対し優先順位をもって対応していきたいと考えております。もちろん学校給食の無償化については、今後も重要な課題の一つとして継続的に検討していくとともに、県などとともに国への要望事項として働きかけてまいります。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、私からは他の質問について答弁をさせていただきたいと思っております。

まずは大きな2番目、旧統一教会との被害と関係はということの①②についてお答えをさせていただきます。

これまで、市の消費生活センターで市民から旧統一教会に関連する相談を受け付けした事例はあ

りません。したがって、市民の被害等の把握はしているというケースはないというところであり
ます。

しかしながら、国からは、旧統一教会に関連した相談を受けた場合には適切に対応する旨の通知
が出されておりますので、今後相談があった場合には、内容に応じて法テラスなどの専門の相談窓
口の紹介を行うなど、国や県からの情報提供やアドバイスを得ながら適切に対応してまいりたいと
考えております。

②についてですが、市として旧統一教会や関連団体などへメッセージを送るなどの事例があつた
かについてですが、これは今年9月に全ての部署を対象に調査を実施したところ、そうした事例は
報告をされておられません。

次に、大きな3番目です。高齢難聴者の補聴器購入に補助をとということについてですが、高齢者
への補聴器購入助成制度の創設については、これまで令和元年度と令和3年度の定例会で議員より
一般質問いただいております。令和3年9月定例会の一般質問では、国の制度創設に加え、他の自治体
の動向も注視しながら引き続き検討していきたいというふうにお答えをしておりました。

議員のおっしゃるとおり、高齢者の難聴と認知症は関係性があり、国際アルツハイマー病会議に
おいても、難聴は高血圧、肥満、糖尿病などとともに認知症の危険因子の一つとして挙げられてお
ります。認知症になるのを遅らせるためには、運動、生活習慣病予防とともに聴力低下をケアする
ことが必要と認識しております。そこで、金銭的な問題で補聴器の購入に二の足を踏んでいる方が
どれだけいらっしゃるかを把握するため、出前講座等の機会を利用するなどのニーズ調査の取り組
みについて、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな4番目であります。介護保険制度改定による負担増・給付減に反対をについてお答
えをいたします。

高齢化に伴い、国の介護費用の総額は平成12年の介護保険制度創設時から約3.7倍の13.3兆円にな
るとともに、第1号保険料は全国平均6,000円を超えております。今後も団塊ジュニア世代が高
齢者となる2040年に向けて、1人当たりの給付費が高い年齢層の増加が見込まれます。こうした中
で、要介護状態等の低減・悪化の防止といった介護が必要となる高齢者の生活の支えとして、介護
保険制度の必要性は高まるものと考えております。

一方で、少子化が進んでいくことも事実であります。そのため、制度の理念を堅持し、必要なサー
ビスを提供していくと同時に、保険料を公費、利用者負担の適切な組み合わせにより制度の持続可
能性を高めていくことが重要な課題となっております。

社会保障審議会介護保険部会では、令和6年度の介護保険制度改正に向け、介護保険制度の持続
可能性確保を最優先論点として七つの項目について検討を行っております。

制度の持続可能性確保の観点から、負担能力のある方からは一定のご負担をいただくということ
については、ある程度必要と理解しております。しかしながら、低所得者対策としての性格を持つ
補足給付については、介護サービスの利用者理解や生活が維持できなくなることがないように、慎重
に検討していくことが必要だと考えております。

要介護1・2の方が要支援1・2の人と同様に市町村で実施している介護予防を目的とした総合

事業に移行することについては、状態に見合った専門的なサービスを提供することができず、逆に自立を阻害することにつながりかねないという現場での懸念もあります。また、ケアプランの有料化についても、支払いが発生することにより、本来の自立支援と異なるサービス内容の依頼が増えることで給付費の増加につながることも懸念されます。

財源を抜きにすれば、全ての利用者が公平に過不足なく支援を受けられる環境を維持していくには、現行給付の維持・継続が望ましいと考えます。しかしながら、現在も審議会で議論の最中であり、今後示された論点に対し各団体等で要望が提出されておりますので、今後の議論の動きを注視してまいりたいというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 学校給食費の無償化については、今後検討を継続するというお話しでしたが、中には、学校給食法第11条に学校給食費は保護者負担と明記されていると、そういうふうにする方も、ところもあるようです。しかしながら、2018年12月参議院文教科学委員会で、吉良よし子議員の質問に当時の柴山昌彦文部科学大臣は、学校給食法第11条の規定は、1954年、昭和29年の文部事務次官通達のとおり、給食費の一部を補助することを禁止する意図はないこと、さらに、地方自治体はその判断によって全額補助することを否定するものではないことと答弁しております。また、何回も言いますが、憲法26条には義務教育は無償と定めております。そして、また学校給食法第2条には、学校給食は食育であるとして、2015年の改正では、4項、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについて理解を深め、生命及び自然を尊重する並びに環境の保全に寄与する態度を養うことや、6項、我が国は、各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めることなどが補強されております。さっきも言いましたように、食育につながるものであると思えます。学校給食費は、これも何回も言いますが、国の責任で恒久的に無償とすべきものであります。

今、地元産や有機の食材を使った学校給食の取り組みが広がっております。にかほ市でも機械を使って水田に草を生えさせない取り組みをしておりますが、その面積を、そういうことを学校給食に提供できて、学校給食の取り組みとつながればすばらしいことだと考えます。無償化は検討中ということですが、いち早く保護者負担軽減を考えて、子育て支援を考えて無償化を実施してくれることを望むものであります。

それから、統一教会の関係ですが、市民からの相談はなし、市との関係もなしということのようであります。大変よかったと思えます。

この団体は関連団体が、私のいただいた資料では80を超える関連団体があるようです。ですから、案外分からないところでつながっているケースもあるかもしれません。市長がおっしゃるように、今後相談があったら速やかに自由な対応をしてくださるように希望いたします。

それから、難聴者の補聴器補助についてですが、国立病院機構東京医療センター臨床研究センター聴覚障害研究室室長の神崎先生の報告によれば、国際的にも補聴器の介入によって脳の認知機能が改善するという方向は余りない。65歳以上に3か月間補聴器を装用して調査した結果は、認知機能と鬱に対する効果があらわれることが確認されたと。難聴が軽度であればあるほど、認知機能低下を予防できるとして早期の補聴器使用が必要としております。

自分ではなかなか気づきにくいとされる難聴を早期に発見するために、東京都港区では、区に先駆けて医師会が独自に65歳以上の区民を対象に耳鼻咽喉科で無料で聴力検査を行っており、医師会の調査の結果では、65歳以上の高齢者の78.9%が難聴者で、うち16%が難聴によって仕事や生活に支障がある、約19%が仕事を難聴のため諦めたという調査結果が出てるようです。定年退職後も元気に働ける高齢者の増加が見込まれる。難聴が仕事やコミュニケーションの阻害原因にならないよう、速やかな補助が求められると思います。また、若い人の難聴者にも手を差し伸べてやる必要があるのではないかと思います。見解を伺います。

介護保険制度については、まさにこれは、この7項目は、先ほども申し上げましたが、国庫負担の割合を引き上げるなどの抜本的なことはしないで、対策の手を打たないで高齢者間で痛みを分かち合えというものです。このような介護制度あって介護なしにつながる制度改悪は許されません。今後の動きを注視するという市長の話ですが、今から声を上げてやっていただければと、やるべきだと私は思います。

●議長（宮崎信一君） 最後の介護給付についても質問になりますか。

●13番（佐々木春男君） はい。

●議長（宮崎信一君） 市長。

●市長（市川雄次君） 介護の方については、先ほども申し上げましたように今後の動きを注視しながらですね、おっしゃってることはよく分かります。私も現場にいたものですから。ただ、利用と給付の兼ね合いもあるというのもこれ事実でありますので、具体的にやはり、ただ利用料が負担増になって利用が抑制されるだけが誰も得をしないということが起き得ない、起きないように、やはり国の制度の改正についても十分に慎重に議論を重ねてもらいたいというのが私の考え方ですので、このことについては、介護保険制度の改定については、市長会でもこれ取り上げられてる内容ですので、引き続き団体を通じてですね提案をしていくことになるかというふうに思います。

ニーズ調査、すいません、補聴器のニーズ調査についてですが、補聴器の助成についてですが、先ほども申し上げましたように、ニーズ調査をまずはしたいなというふうに思います。で、補聴器、極めて高額です。どのぐらいの補助割合が望ましいのかというのは、やはりちょっと調査をしてみないと何とも言えないということです。他自治体のように青天井で補助をするというわけにはいかないと思いますので、他の自治体の取り組み事例ももう一度検討しながら、調査の結果次第によっては一歩前へ踏み出すということも考えていかなければならないのかなというふうに思います。

佐々木春男議員がずっと訴えられていることについては、多くの人たちが同様に認識をしてるところでありますので、このことについては、私もまあこれまでと同様にきちんと捉えて検討を重ねていきたいと思えます。

●議長（宮崎信一君） これで13番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、7番菊地衛議員の一般質問を許します。7番。

【7番（菊地衛君）登壇】

●7番（菊地衛君） さきに質問してあります一般質問書に沿って質問してまいりますが、質問に至るまで、経緯や説明を加えることがあります。大きく1から3までの質問事項にはいささかも変更がありませんので、ご答弁をお願いいたします。

最初に、これからの水道事業の進め方について。

にかほ市では、令和2年度に水道会計予算2,365万円の業務委託契約で「アセットマネジメント及び基本計画策定」を行っております。水道会計で、工事や修繕以外にこれほど多額の支出は余り記憶にありません。それほど今後の水道事業にとって、いかに重要であるかがうかがえます。

これまでも、国の水道ビジョンに沿って、平成21年3月に「にかほ市地域水道ビジョン」を策定。簡易水道などの統合を進め、平成26年9月には大幅な料金改定を実施し、平成29年4月には統合した簡易水道の料金も統一し、これにより市内全体で水道料金の不均衡は解消されました。

国では、平成23年の東日本大震災などを踏まえ、平成25年3月に「新水道ビジョン」を公表し、50年後、100年後の将来を見据え、水道事業の「安全」、「強靱」、「持続」の三つの観点から水道事業者の役割の重点的実現方策を示しています。その進め方として、中長期的視野に立って水道施設のライフサイクル全体を効率的・効果的に管理運営する「アセットマネジメント」を導入しているということになるようです。

水道事業者は全国で1,355か所あるようですが、そのうち給水人口が5万人未満の小規模事業者が約7割で、にかほ市もそれに該当し、水道施設の老朽化、耐震化の遅れ、人口減少による自治体の脆弱化、財政問題と、いずれも抱える課題が共通しています。

にかほ市の「アセットマネジメント」は概ね40年先の中長期で策定されているようですが、前段と同じ話になりますが、当市も人口が減り、給水量が減っていき、当然料金収入も減るという経営環境の悪化は容易に判断されます。現在ある水源、大きくは6地区の28か所、浄水場17か所、水源としては28か所、配水池は35か所あり、これらの改良事業にも数億円かかる見通しのようで、金浦の浄水場は令和9年以降の廃止が検討されており、合併当初から金浦地区へは仁賀保、象潟から良質な水が十分送れるということが言われていましたので、施設整備には廃止という選択肢もあると思われま

す。ここまで計画の背景や現状について述べてきましたが、計画の実行性や内容などについて順次質問してまいります。計画は今年度から令和13年までの10年計画になっていますので、私の質問に今すぐ答えられないものもあるかもしれませんが、考え方や見通しでも結構ですので答弁をいただければ幸いです。

まずは「安全」について、ここではほぼ安心ということになるかと思いますが、水需要が減る予想でも取水能力の低下が見られる水源もあり、これからも水源調査を行って、新たな水源を確保し

ていくのかどうか伺います。

また、水質の監視強化が盛り込まれていますが、具体的にはどう実施されていくのか伺います。

次に、「強靱」について、令和2年度で石綿セメント管の更新事業が、合併以来ですから15年ほどかかったと思いますが、完了しました。浄水施設や配水池、基幹路の耐震化について、現状と課題の中でそれぞれの数値が示されていますが、経年劣化で順次更新ということになるのかと思いますが、めどとして100%完了という時期は設定できるのかどうか伺います。

「持続」という点では、やはり収支のバランス、経営の安定ということになると思いますが、その点については大きく2の方で詳しく申し上げることとし、ここでは設備や運用面で質問します。

電気計装設備や遠方監視設備等は、令和3年度で更新事業が完了したようです。しかし、もともとない施設が20%程度あるようですが、それらの整備は今後どのようにしていくのか伺います。

水道施設台帳は、事業者全体の4割が未整備と言われていますが、にかほ市は整備済みで、さらに管路図も整っているようで、これらの様々な作業はスムーズに実施できるものと期待をしております。

また、県が開催している水道事業の広域連携作業部会に参加しているようですが、どういった内容で、市の水道事業にとってどんなメリットがあるのか伺います。

今後、職員数や技術者が減少する現状の中で、経営の効率化や縮減を図りながら使用者である市民へのサービス水準を維持するために、官民連携の活用ということで第三者への委託なども検討するとしていますが、先ほど申し上げましたように、具体的な内容でなくても現時点で検討されている範囲で答弁をお願いします。

次に、料金の改定について。

先ほど来申し上げております人口減による料金収入の減、経営の安定のために避けて通れないのが料金の改定だと思います。前段でも触れましたが、先回の改定は平成26年9月でした。そのときの平均改定率は36.12%と提示され、余りの数値の大きさに驚きましたが、10㎡当たり家事用で基本料金が650円から882円と232円も上がりました。もともと安価だったことや1,000円以下でもあり、すんなりではなかったものの、原案どおり可決し、現在に至っています。その後、水道料金はしばらく黒字できており、令和2年度決算で約2,400万円の赤字を出し、令和3年度の予算編成では、これも約4,600万円の赤字予算を組みました。しかし、結果は、工業用が伸びたこと、修繕等諸経費が予定よりかからなかったことなどで、約1,200万円の黒字を計上しました。令和4年度は、予算書のキャッシュフロー計算書、いわゆる資金計画によれば、約260万円ほどの黒字を見込んでいましたが、昨今の電気代の大幅な高騰により、初日本会議で上下水道課長が議案説明で申し上げてましたが、損失が出るような状況のようです。

水道料金の算出は、基本料金と使用料金の合算で、市町村によっては管の口径や使用料金の設定、あるいはメーター使用料の有無などそれぞれの違いはありますが、料金を比較するために口径20mm 1か月の使用量を20㎡と条件を揃えて算出した全国815市の月額ランキング表があります。それによりますと、にかほ市は東北で第1位で2,180円、全国でも43位という安さを誇っております。ちなみに県内の他市は、3,000円台から4,000円台となっており、5,000円を超えてる市もあります。安け

れば安いに越したことはないわけですが、何よりも安全な水を安定的に供給していくことが重要なことです。それには、それ相応のコストがかかってきます。

「アセットマネジメント及び基本計画（案）」の財政シミュレーションでは、料金改定の時期を令和5年とし、具体的にパーセンテージも示しており、そういう予定だとしたらもう時間が迫っております。健全な経営のためには、前回、平成26年のような大幅な値上げが必要かもしれませんが、公共料金は往々にして政策料金とも言われていますので、料金改定は、いつどんな幅で提示されるのか伺います。

毎年決算時に水道事業の経営比率と財務比率を注視しておりますが、にかほ市の水道事業は、全体的に見てそんなに悪い状況、数値ではないと思っております。施設の使用効率数値や自己資本比率、流動比率や経営収支比率等々、特に問題になる数値はなく、しいて言えば、供給単価と供給原価の改善は必要で、これにはやはり料金改定しかないのではないかと考えておりますが、なかなか難しい面もあるようです。

様々申し上げましたが、多額の費用を投じ作成した計画ですので、料金改定の問題も含め、ぜひ実効性のあるものにしていただきたいとの思いで質問をいたしました。

最後に、「公営企業法適用移行業務」について伺います。

市では、国の要請を受け「下水道事業等地方公営企業法適用移行支援業務委託」を行っており、現在は事業としては1期目で、予定としては来年度2期目で完了し、令和6年度から、今、公営企業会計で経営している水道事業と公共下水道事業、農村集落排水事業が公営企業会計に一本化されるということになるようです。人口の多いところ、規模の大きいところは、既にこの事業は終了しているようです。

市川市長は就任以来、何度か役所内の組織再編を実施してきました。さらには部署の庁舎移動も断行し、事務分掌の変更もあり、議会では教育委員会である予算決算項目を産業建設常任委員会で審査する現象も起きています。これは市長の行政執行の専権事項ですので議会の範疇ではありませんが、企業会計が一本化されることで組織がどう変わるのか。以前のガス水道局のように局として独立し、そこに企業管理者の配置があるのか。令和6年度からの新しい体制・組織について伺います。

また、企業会計の一本化により、農業集落排水事業の公共下水道への統合への進捗状況はどう変化していくのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、菊地議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに大きな1番、これからの水道事業の進め方についての(1)から質問にお答えをさせていただきます。

①の水源についてです。

にかほ市の水源は、表流水、地下水、湧水——湧き水ですね、と合わせて28か所、水量については1日当たり1万6,497m³となっております。複数の水源を確保することにより、渇水や水質事故な

ど非常時の場合でも安定した供給給水が可能となっているというところでもあります。

現在使用しています平沢地区の鞍骨水源、まあ深層地下水であります。鞍骨水源についてですが、井戸の老朽化などにより取水能力が低下したことを懸念しているというところでもあります。それに代わる新たな水源の確保を検討しており、令和5年度には現在地周辺において揚水試験を実施することを予定しています。また、象潟地区の金山川水源、鳥越川表流水においては、現在使用していない状況にあることや、冬期間は除雪区域外のため維持管理が困難であり、これに代わる新たな水源の確保について検討しているところでもあります。

今後も、水量と水質の不安定な水源については、将来的に廃止をする方向とし、新たな水源を確保していきたいと考えております。

次に、②番目の水質の監視強化についてです。

水源が表流水の場合は、水質が天候や季節によって大きく変化するため、常に水質を把握し、的確な浄水処理を行う必要があります。これを行っております。また、地下水や湧水で清浄な水質の場合は、塩素消毒のみの方式によって処理されることが多いため、クリプトポリジウムなどの耐塩素性病源生物に対するリスクが伴います。そして、水質に変化が生じると、その状態が長時間継続し回復が困難となる場合があることから、現在、クリプトポリジウム等の指標菌検査を定期的に行うなどして水質の監視を徹底しております。このほか、毎日全ての浄水場や配水池を巡回し、供給する水質の監視を行っております。加えて、供給されている水道水についても、市内25か所において蛇口から取水し、水質検査の定点検査を実施し、水質の安全確保に努めているというところでもあります。

平成19年4月には、将来にわたり安全で安心な水を確保するため、水源保護地域を指定しているところでもあります。水源保護地域内では、ゴルフ場や廃棄物処理施設等の事業者規制がかけられ、水質の汚染・汚濁や水源の枯渇の防止に努めているところでもあります。

次に、1の(2)についてです。

近年は東日本大震災など大規模な地震が全国的に発生しており、長期間に及ぶ断水が生じるなど、水道施設が大きく被害を受ける事例が見受けられるようになってきています。このような発災時においても継続して事業が推進できるように、来年度に耐震化計画の策定を予定しております。しかしながら、施設全てを一斉に耐震化することは財政的にも困難ですので、重要性や緊急性などを考慮した上で更新の優先順位を検討してまいります。

現時点においては、耐震化100%完了の時期を設定することは難しいものと考えております。来年度策定する耐震化計画を踏まえた上で、完了時期についても検証していきたいと考えております。

次に、1の(3)のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、①の電気計装設備や遠方監視設備等の今後の整備についてです。

計装設備等が現在設置されていない施設については、施設の内容、今後の運用方針等を精査した上で導入の検討を行い、本当に必要なところについては順次整備を進めていきたいと考えております。

次に、②の県の広域連携作業部会についてですが、財政関係や職員の状況、運転監視体制等の各

種アンケート調査を実施しております。それを基にして県が現状と将来見通しの把握、広域化シミュレーション実施等の今後の実施内容の検討を進めており、今年度中に秋田県水道広域化推進プランを策定し、公表することとなっております。

令和3年3月に公表された秋田県水道ビジョンの中で、秋田県では市町村の行政区域を越えた広域化は、山間部などが多く施設の共同化は困難であるとされています。本市の場合、隣接する由利本荘市とは地理的に距離もあり、施設の広域化は現実的には難しいものと考えております。しかしながら、秋田県水道ビジョンでは、管理の一体化を推進することとしております。引き続き情報収集や意見交換の場に参加し、近隣の水道事業者とソフト面での連携を図ることができないか、また、広域による職員の人材育成の実施などを図ることは市にとってもメリットのあるものと考えておりますので、参加は続けていきたいと考えております。

次に、③についてであります。

職員数が減少する中において、経営の一層の効率化とコスト削減を図りながらサービス水準を維持するためには、今後は民間事業者の技術やノウハウを活用した第三者委託などの活用についても必要となってくることを考えられております。しかしながら、現時点ではまだ官民連携の具体化の検討はしておりません。現在、毎日の巡回業務、夜間及び休日の対応は市内業者へ業務委託しており、この延長としての方式も考えられます。また、従来は水道事業は行政の業務とされていたものが、民間も実施できるものとなり、事業の移譲も考えられるところであります。本市の場合は、鳥海山に由来する水源に恵まれてることもあり、他地域との比較検討には適さないことも踏まえた上で、今後検討していくべき課題の一つとして考えております。

大きな2番です。料金の改定についてです。

水道事業は独立採算性によって運営されており、水道料金が主な収入源となります。本来であれば、営業収益の水道料金などにより営業費用が賄われることが望ましい形ではありますが、実情は、営業収支の赤字分に営業外収益を充当して経営が成り立っている状態にあります。このまま適正な料金収入が確保されないと、水道施設の更新や耐震化を進めることができなくなります。

近年は料金回収率が100%を下回るなど、経営環境が厳しさを増しております。加えて電気料金の急激な高騰などもあり、安定した事業経営は極めて難しい状況となっております。このような状況の下で給水サービスの水準を維持するためには、現行の水道料金の見直しを検討せざるを得ないと考えております。

アセットマネジメントでは、資産管理に主軸を置いた想定により、令和5年度を改定の時期と位置づけておりました。この計画策定後に発生している最近の電気料高騰などの社会情勢も加味することも必要になってきていると考えております。

来年度には公営企業運営審議会に料金改定の諮問を行いたいと考えております。そこでの審議結果に基づいての改定を考えていきたいと思っております。したがって、現時点においては、料金改定の時期、幅についてまだ提示できる状況にはないということをご理解いただきたいと思います。

次に、大きな3番目の公営企業法適用移行に伴う組織等についてであります。

①の部分につきましては、令和6年度から公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計

の二つの特別会計が公営企業会計となり、現在の水道事業会計と合わせて三つの公営企業会計となっております。まあ事業程度が異なることから会計自体は一つにはなりませんので、三つの企業会計が存在し処理しているということになっております。

組織体制は、現在と同様に上下水道課が担当する予定としています。業務班に下水道関係の業務担当者を増員し、対応していきたいと考えております。以前のように公営企業局として独立させ、企業管理者を配置することについては、現時点では考えてはおりません。

次に、②であります。

このことについては、先ほども説明しましたが、会計自体はそれぞれ独立して運営されておりますので、農業集落排水事業と公共下水の統合についても特段の変化はありません。今までと同様に、近接処理区について状況を検討の上、統合を進めることになるというものであります。また、料金の徴収については、水道料金と下水の使用料金を一緒に徴収し、効率化が図られている状況にありますので、市民の皆さんに対しては何らかの変化があるものではないということであります。

●議長（宮崎信一君） 菊地衛議員。

●7番（菊地衛君） いくつか再質問をさせていただきます。

水源の確保についてですけれども、この地域は鳥海山の伏流水という大変恵まれた環境にあるところですから、どこでも掘れば水が出ると。ただ、その水が飲料に向いてるかかどうかというところは問題なのかと思いますけれども、先ほど答弁にありました鞍骨など深層地下水の老朽化といいますか、井戸が枯れてきているという部分があちこち見られるようですけれども、これからもですね給水人口が減っても、先ほども少し言いましたけれども、工業用水などが伸びる可能性もないわけではないので、やっぱり水源の確保というのは必要だろうと思います。まだまだ具体的にない部分もあるかと思いますが、深層地下水の部分でもう少しこう枯れてるようなところがあったらお知らせをいただきたいと思いますし、先ほど市長も答弁の中で水源保護条例、これ平成19年4月に制定しています。だから、良好な水源地の保全ということは、にかほ市はほかの地域よりは守られているのかなというふうに考えておりますので、今後の水源の確保と枯れそうな井戸があるのかどうかについて再度お願いをいたしたいと思います。

それから、広域のメリットでありますけれども、市長もおっしゃってましたようにハードをつなぐということは確かに無理なんです。ソフトで連携しますと、管理の一体化や人材育成ということでもなかなかイメージが湧かないんですけれども、そのことによって、私先ほどお願いした、市にとってどんなメリットがあるのか。これに参加して人材育成やらソフト面とか管理の一本化とか、具体的にこうメリットがあるのかなとイメージが湧いてこないものですから、そこら辺もう一度お願いをいたしたいと思います。

それから、第三者への委託ということで、今のところ民間にということとは考えてないということで、民間も水道事業はできるわけですね、今の法律ではね。六つの施設が揃ってればいいと。取水、貯水、導水、上水、送水、排水、この施設が揃ってれば水道事業はできますよという法律にはなってますけれども、原則市町村でやりなさいというふうにも付記はされてます。そういった意味で、第三者の委託をどこまでやれるのか。先ほど答弁にありました巡回とか夜間とかに、当直ですね、そ

れから今現在は検針とか維持管理、水質検査なども民間の方に委託してるわけですけども、さらに踏み込んで、どのぐらい、今の業務のどのぐらいのパーセンテージまで業者にこう委託できるのかなというあたりは当局ではどう考えてるのか伺います。

料金改定、これは非常に難しい問題ですけども、審議会を開くというお話しありましたけども、そうすれば審議会、まあ今の市長の答弁だと、審議会はゼロベースで開くということですか。市からある程度の改定額を示して、これでどうかというような、あるいは将来的経営の安定というところも示して審議会に諮るのか。ゼロベースで諮るということはないと思うんですけども、そこら辺の数值は決まってるでもいいですけども、形としてどういった形での答弁をお願いしたいと思います。

新組織、分かりました。まあ庁舎全体、どうしても人が足りないという部署も多くてですね、私も何度か上下水道課の方にお邪魔をしましたけども、人が足りないばかりでなく、場所も足りないという印象があります。

もともと笹森クリーンセンターは、3町衛生施設組合で平成10年から供用開始してますけども、当時の下水の処理人口は、およそ5万人ということで計画を立てて、東側の方がまだだいぶ空いてはいるんですね。まあ新しい建物建てるっていう意味じゃないんですけども、これからも人口が減るので、処理人口は当初計画よりは半減するというふうに私は見てるんですけども、事務所の環境をもっとよくしたらどうかと、あるいは人員配置ももう少しあったらいいんじゃないかと、それは上下水道課だけじゃなくてほかの課にもそういうところがあるわけですけども、そこら辺の組織統合についての人員配置と場所の建物の問題について、お考えがありましたらお願いをいたしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

●市長（市川雄次君） 現在、すいません、再質問が5項目にわたっております。より細かいところについては担当の方で答えをさせていただきます。

私の方から答えするとすれば、一番最後ですね、事務所の環境改善と人員配置についてですが、これについては、議員もおっしゃられるように上下水道課だけの問題ではなくて、全体として職員数が足りない、床面積も足りない、一方で公共施設については、床面積を減らしていかなければならないという、こういう逆説的なジレンマもあります。そういう中で、どのように適正配置するかと考えたときにはですね、議員がおっしゃるように適正な組織はどういうものであるかということについては、常に考えていかなければならないんだらうなというふうに思っています。

今回の上下水道課が笹森クリーンセンターに移ったということについては、ガス水道局が民間に譲渡されて建物も譲渡されたということにあって、その場所として適切な場所を探した上で、笹森クリーンセンター内に上下水道課を設置しているということでもあります。部屋についても事務室が2室に分かれているし、委託業者の皆さんも入られる部屋もちゃんとありますので、それなりに、今の現段階においては狭いは狭いかもしれませんが、部屋数が足りていないというふうには認識はしておりません。しかしながら、完全な良好な環境であるというふうにも認識をしていないということをお伝えをしておきます。

それ以外の4点については、よろしく申し上げます。

●議長（宮崎信一君） 上下水道課長。

●上下水道課長（齋藤和俊君） それでは、私の方から回答させていただきたいと思います。

最初の水源、ほかに老朽化している水源はないかということでしたけれども、現在のところ鞍骨水源以外はないということでもあります。

続きまして、広域化のメリットということでもあります。隣接する由利本荘市とは、水道管の接続等の施設整備や施設の共同利用などハード面に関しては地形的に難しいということでお答えしているところですが、現在も緊急の際はお互いに給水車の物理的、あるいは人的応援などを行うような体制を整えております。それに加えまして、水道協会の秋田県支部というところもありますので、そちらの方も利用しながらソフト面の連携の方に努めているところでもあります。また、県以外にも、にかほ市、由利本荘市を含む9市町村で県南地区水道事業連携推進座談会というものも行っております。そこでは、水道事業者間の相互理解や先進事例等の調査研究を行っております。

続きまして、民間委託の件ですが、民間委託は全て100%民間の方に委託するというのは今のところ実際問題としては不可能ではないかなと考えており、今の現在の状態を維持するのが今できる最良の施策ではないかと考えております。

あと、料金改定の提示の件ですが、幾つかのパターンをうちの方で作りまして、そちらの方を議員の皆様から審議させていただくという形にしたいと考えております。その数字につきましては、現在まだ作成中ですので、もう少し、今年度いっぱいかけて作成したいと思っております。以上であります。

●議長（宮崎信一君） 菊地衛議員。

●7番（菊地衛君） 大体分かりました。それで、やはり料金改定についてはですね、市民に丁寧で分かりやすい説明が必要になってくるかと思えます。今答弁にありましたように幾つかパターンを用意して審議会にかけていくと。決定前に、まあ決定してからなんでしょうけども、市民に対してやっぱり丁寧な説明が必要なのかなと思えます。

いずれ水道の使用量で一番多いのは風呂です。これは東京都の使用実態調査と総務省の家計調査の方で大体同じような数値なんですけども、風呂が40%、トイレが21%、炊事が18%、洗濯が15%、洗面その他が6%ということに大体、これは市民が日常365日使うものですので、料金の改定についてはくれぐれも慎重かつ丁寧な説明をお願いしたいということで、私の一般質問を終わります。

●議長（宮崎信一君） これで7番菊地衛議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後1時38分 散 会

